

期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 11 月 9 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 29 号

期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第 1 条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和 39 年岩手県人事委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第 3 条 給与条例第 38 条第 1 項後段又は給与等条例第 29 条第 1 項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる職員(非常勤である職員にあつては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める職員に限る。)となった職員で人事委員会の定めるもの</p> <p>ア～エ [略]</p> <p><u>オ</u> 日本郵政公社の職員</p> <p><u>カ</u> [略]</p>	<p>第 3 条 給与条例第 38 条第 1 項後段又は給与等条例第 29 条第 1 項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる職員(非常勤である職員にあつては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める職員に限る。)となった職員で人事委員会の定めるもの</p> <p>ア～エ [略]</p> <p><u>オ</u> [略]</p>
<p>第 7 条 基準日以前 6 箇月以内の期間において第 3 条第 2 号ウからカまで並びに同条第 3 号アからカまでに掲げる職員が給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員となった場合(同条第 3 号アからカまでに掲げる者にあつては、あらかじめ人事委員会の定める場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第 1 項の在職期間に算入する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(一時差止処分に係る在職期間)</p>	<p>第 7 条 基準日以前 6 箇月以内の期間において第 3 条第 2 号ウからカまで並びに同条第 3 号アからオまでに掲げる職員が給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員となった場合(同条第 3 号アからオまでに掲げる者にあつては、あらかじめ人事委員会の定める場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第 1 項の在職期間に算入する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(一時差止処分に係る在職期間)</p>
<p>第 7 条の 2 [略]</p> <p>2 第 3 条第 2 号ウからカまで並びに同条第 3 号アからカまでに掲げる者が引き続き給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員となった場合(同条第 3 号アからカまでに掲げる者にあつては、あらかじめ人事委員会の定める場合に限る。)は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。</p>	<p>第 7 条の 2 [略]</p> <p>2 第 3 条第 2 号ウからカまで並びに同条第 3 号アからオまでに掲げる者が引き続き給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員となった場合(同条第 3 号アからオまでに掲げる者にあつては、あらかじめ人事委員会の定める場合に限る。)は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第 2 条 特地勤務手当等に関する規則(昭和 46 年岩手県人事委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第 5 条 条例第 30 条の 3 第 2 項の人事委員会規則で定める者は、給料表の適用を受けることとなった日(以下「適用日」という。)の前日において、次に掲げる者であった者とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>第 5 条 条例第 30 条の 3 第 2 項の人事委員会規則で定める者は、給料表の適用を受けることとなった日(以下「適用日」という。)の前日において、次に掲げる者であった者とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>

(6) <u>日本郵政公社の職員</u>	(6) [略]
(7) [略]	(6) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第3条 単身赴任手当に関する規則（平成2年岩手県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(権衡職員の範囲等) 第5条 給与条例第29条の2第3項及び給与等条例第24条の2第3項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。 (1)～(7) [略] (8) <u>日本郵政公社の職員</u> (9) [略] (10) [略] 2・3 [略]	(権衡職員の範囲等) 第5条 給与条例第29条の2第3項及び給与等条例第24条の2第3項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。 (1)～(7) [略] (8) [略] (9) [略] 2・3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第4条 給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1・2 [略] 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。 (1)～(7) [略] (8) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国家公務員、他の地方公共団体の職員、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の適用を受ける職員、県の経営する企業に勤務する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員、条例第43条の2の適用を受ける職員、特別職に属する県の職員、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の職員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、 <u>日本郵政公社の職員</u> 、公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員をいう。）であった者等から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会が定める職員 前各号の規定に準	附 則 1・2 [略] 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。 (1)～(7) [略] (8) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国家公務員、他の地方公共団体の職員、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の適用を受ける職員、県の経営する企業に勤務する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員、条例第43条の2の適用を受ける職員、特別職に属する県の職員、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の職員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員をいう。）であった者等から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会が定める職員 前各号の規定に準

じて人事委員会が定める額	員会が定める額
4 [略]	4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第5条 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(平成19年岩手県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国家公務員、他の地方公共団体の職員、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(給与条例第43条の2の適用を受ける職員を除く。)、県の経営する企業に勤務する地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員、給与条例第43条の2の適用を受ける職員、特別職に属する県の職員、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人の職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、<u>日本郵政公社の職員</u>、公庫等職員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2に規定する公庫等職員をいう。)であった者等から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会が定める職員 前各号の規定に準じて人事委員会が定める額</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国家公務員、他の地方公共団体の職員、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(給与条例第43条の2の適用を受ける職員を除く。)、県の経営する企業に勤務する地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員、給与条例第43条の2の適用を受ける職員、特別職に属する県の職員、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人の職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、<u>公庫等職員</u>(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2に規定する公庫等職員をいう。)であった者等から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会が定める職員 前各号の規定に準じて人事委員会が定める額</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 郵政民営化法(平成17年法律第97号)第166条第1項の規定による解散前の日本郵政公社(以下「旧公社」という。)の職員として在職した後、平成19年10月1日までの間に引き続き一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。)又は市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。)の適用を受ける職員となった者の平成19年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する在職期間及び勤務期間(以下「在職期間等」という。)の算定については、同月1日以前6箇月以内の期間内において旧公社の職員として在職した期間を第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第6条第1項及び第12条第1項の在職期間等に算入する。

3 旧公社の職員として在職していた者であって、平成19年10月1日において引き続き日本郵政株式会社、郵便事業株式会社若しく

は郵便局株式会社に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。）（以下「日本郵政株式会社等の職員等」という。）となり、日本郵政株式会社等の職員等として在職した後引き続き給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員となった者の平成19年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する在職期間等の算定については、同月1日以前6箇月以内の期間内において旧会社の職員及び日本郵政株式会社等の職員等として在職した期間を改正後の規則第6条第1項及び第12条第1項の在職期間等に算入する。ただし、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から当該期末手当及び勤勉手当に相当する給与を支給される場合は、この限りでない。

- 4 前2項の規定に基づく在職期間等の算定については、改正後の規則第6条第2項及び第12条第2項の規定を準用する。
- 5 旧会社の職員として在職した後、平成19年10月1日までの間に引き続き給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員となった者の給与条例第38条の2及び第38条の3（これらの規定を給与条例第39条第5項及び第43条第9項において準用する場合を含む。次項において同じ。）並びに給与等条例第29条の2及び第29条の3（これらの規定を給与等条例第30条第5項及び第33条第9項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する在職期間については、旧会社の職員として在職した期間を、改正後の規則第7条の2第1項の在職期間とみなす。
- 6 旧会社の職員として在職していた者であって、平成19年10月1日において引き続き日本郵政株式会社等の職員等となり、日本郵政株式会社等の職員等として在職した後引き続き給与条例又は給与等条例の適用を受ける職員となったものの給与条例第38条の2及び第38条の3並びに給与等条例第29条の2及び第29条の3に規定する在職期間については、旧会社の職員及び日本郵政株式会社等の職員等として在職した期間を、改正後の規則第7条の2第1項の在職期間とみなす。